

事務連絡

平成23年5月6日

都道府県
指定都市
各 中核市
児童相談所設置市
施設整備担当課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課

東日本大震災により被災した社会福祉施設等の早期復旧について

東日本大震災により被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、速やかに施設運営の再開を図るため、可能なものから早急に復旧事業に着手するなど適切な対応をお願いするとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮をお願いします。

記

1. 調査前の着工について

被害状況に応じ、地方厚生局の調査を待たずに応急仮工事及び災害復旧工事を行う場合、被災写真が被災事実確認のため不可欠な資料となるため、被災状況を的確に記録し、メジャー等を添える等できるだけ明瞭に撮影するなどして、実地調査等に支障が生じないように留意すること。

2. 災害復旧事業の定義

東日本大震災により被災した社会福祉施設等の災害復旧事業とは、平成23年3月11日発生した東北地方太平洋沖地震（その後に発生した余震を含む。）及びこれに伴う原子力発電所の事故により被災した社会福祉施設等の災害復旧である。

3. 災害復旧の原則

災害復旧は、原則的に形状、寸法及び材質の等しい「原形復旧（※）」が基本である。このため、耐震等の強化対策を講じることは可能ですが、災害復旧は原形復旧に係る費用を対象としていることから、耐震の強化に係る費用は自己負担となること。

（※）旧耐震基準により整備された施設であっても、復旧する際は新耐震基準により整備を行うこととなる。

4. 災害復旧に係る寄付金及びその他の収入の取扱い

災害復旧に際して寄付金又はその他の収入（火災保険収入）がある場合は、総事業費から寄付金等を控除する。

なお、災害復旧費の交付決定までに保険金額が決定しない場合は、査定額で交付決定を行い、交付額の確定の際に保険料額を控除し国庫補助額を決定する。

出典：「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取り扱いについて」（昭和35年4月25日厚生大臣官房会計課長通知）

5. 補助対象外経費について

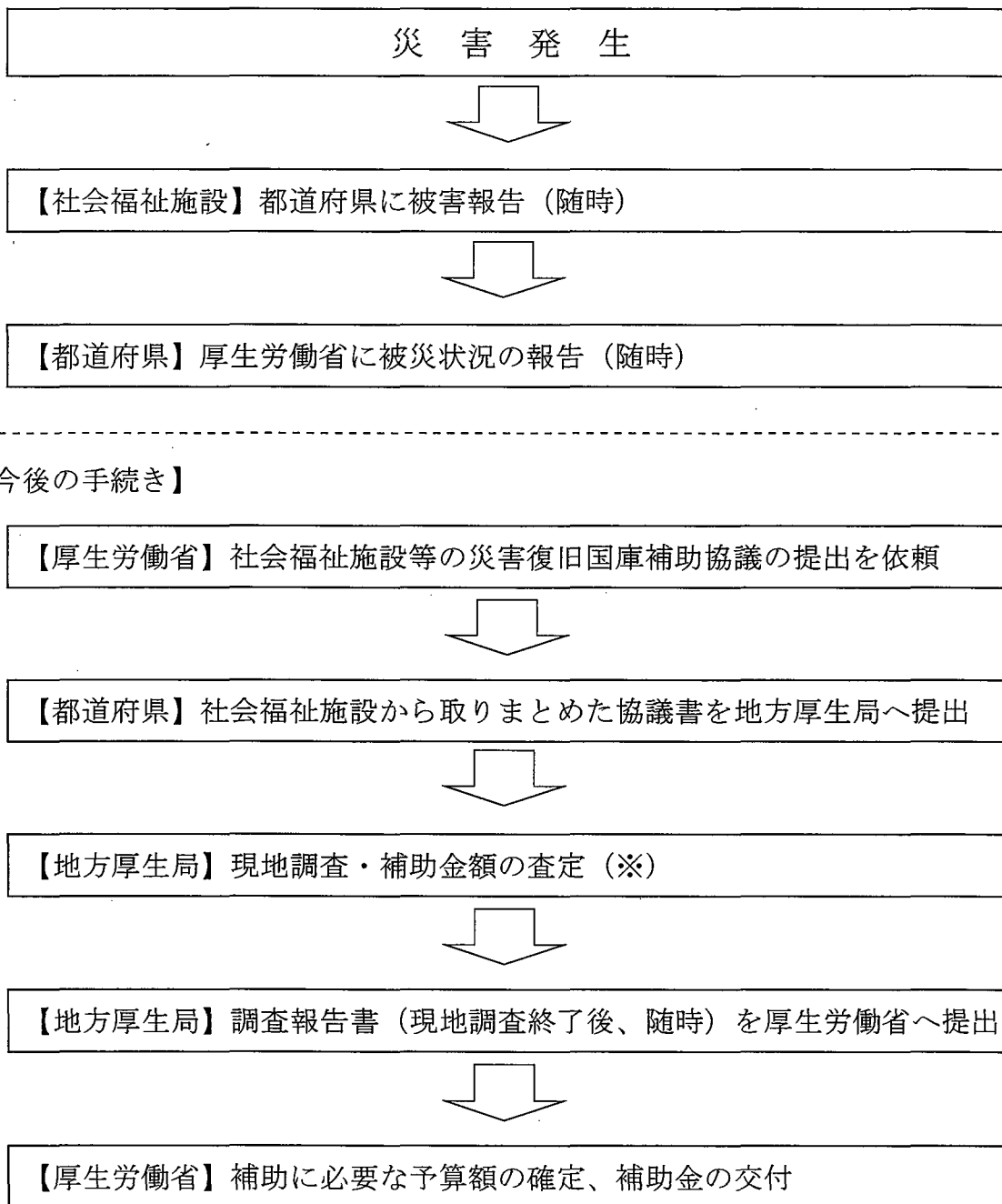
現行の災害復旧費国庫補助金交付要綱においては、次に掲げる費用については補助の対象としないこととされている。

- ・ 土地の買収又は整地に要する費用
- ・ 既存の建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ・ 職員の宿舍に要する費用
- ・ 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用（心身障害児総合通園センターの相談・検査部門、介護老人保健施設及び訪問看護ステーションに限る。）
- ・ 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害によるもの
- ・ 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ・ その他災害復旧費として適当と認められていない費用

出典：「社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助金について」（平成22年3月15日付厚生労働事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」第2の5より

【照会先】
社会・援護局福祉基盤課予算係
TEL：03-5253-1111（内線2864）

社会福祉施設等の災害復旧事業に関する事務の流れについて



※ 社会福祉施設等災害復旧事業協議書をもとに、被災した社会福祉施設等に対し地方厚生局担当者が地方財務局担当者の立会のもとで現地調査を行い、補助金額の査定を行う。